

第 6 1 回

奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会

日 時：令和 5 年 3 月 2 9 日（水）

午後 2 時 3 0 分から午後 4 時 0 0 分まで

会 場：奈良市役所本庁舎 中央棟 6 階 正庁

次 第

開 会

1. 議事

施設基本構想（素案）について（資料 1）

2. 報告事項

追分地区関連について（資料 2）

3. その他

閉 会

第 6 1 回 奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会 会議録			
開催日時	令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 午後 2 時 3 0 分から午後 4 時 5 0 分まで		
開催場所	奈良市役所 中央棟 6 階 正庁		
出席者	委 員	渡邊信久 委員長、安田美紗子 副委員長 梅林聰介 委員、鍵田美智子 委員、清水順子 委員、 元島満義 委員、森住明弘 委員、森田一成 委員、 山口裕司 委員、吉岡正志 委員、吉田隆一 委員【計 1 1 人出席】 （田中啓義副委員長は、欠席）	
	事務局	仲川市長、向井副市長、矢倉環境部長、山口環境部次長、 前田環境部参事、鈴木環境部参事、稲場クリーンセンター建設 推進課長、西川クリーンセンター建設推進課課長補佐 他	
開催形態	公開（傍聴人 3 人）	担 当 課	環境部クリーンセンター建設推進課
内 容	1 基本構想（素案）について 2 追分地区関連について 3 その他		
決定又は 取り纏め 事項	1 候補地として、七条地区が前提である。 2 追分地区の建設実現性について、調査や検討を行う。 3 市民向けの先進地見学会の実施を検討するなど、地元との対話を強化する。 4 資料を事前配布するなど各委員が予習できるようにする。		
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等			
1. 基本構想（素案）について ・脱炭素先行地域に採択された他自治体では、交付金を受け取っていたり、脱炭素は地域を豊かにするためのものである旨の認識を持っていた。クリーンセンターを建て直すことは、地元にとって大きなチャンスだと考えることもできるので、ぜひ前向きに進めていただきたい。（委員） ・現施設の老朽化の問題と一緒に議論しなければならないし、早く基本構想の議論を始めなければならない。場所の選定についても、本当にこの場所でいいのか、基本構想が不確かな中で市民にとって分かりやすい議論をしていかなければならない。（委員）			

- ・施設の運営手法についても、多面的に検討していただきたい。(委員)

⇒前回の議論の中で、どこに建設するかだけではなく、どんな施設にするかについても重要ではないかという意見があった。未来志向型の施設の建設を計画しているということを市の方針として示すことで、候補地の住民の理解を得ることができるのではないか。なお、本来であれば、今回の施設基本構想の中に候補地を記載するとしていたが、新たな地域からの立候補があったため、候補地の記載は割愛した。(事務局)

- ・基本構想と基本計画の違いは何か。(委員)

⇒基本構想は、基本的な考え方を示すものとなる。基本計画は、候補地や施設の規模など基本構想の中身をより具体的に示していくものである。(事務局)

- ・基本構想の策定は、どこが主体となり実施するのか。(委員)

⇒実務は事務局で行うが、方向性は本策定委員会が決定する。(委員)

- ・本策定委員会で基本構想の検討を重ねていくということだが、市議会で議論がなされていない。(委員)

⇒本策定委員会は、公害調停に基づいて市議会議員にも出席いただいている。よって、本策定委員会の場において意見をいただいた上で議会にも周知していきたい。(事務局)

- ・クリーンセンターの問題は、市民としても一日も早く解決してほしいと考えている。市議会も含めて、もう少し前向きに進んでいくよう配慮いただきたい。(委員)

2. 追分地区関連について

- ・新たな候補地として追分地区が挙がっているが、現地は急こう配となっており、こういった土地に建設できるのか疑問が残る。追分地区については、これ以上審議しないという結論を本策定委員会で出すべきではないか。(委員)

⇒追分地区について、造成の可否など多くの問題点を抱えているが、他の候補地と並行して議論していくべきではないかと考える。今回ほど調査に多大な労力や事業費を投入せず、もう少し調査してもよいのではないか。(委員)

- ・追分地区は地形的に難しいとは思いますが、立候補した地域、反対する地域も含めて、地元住民としっかり対話することが重要ではないか。(委員)

- ・二兎追うことは失敗のもととなるので、七条地区で引き続き検討すべき。(委員)

- ・クリーンエネルギーが循環していく旨の内容を含めて、住民と対話していくべきではないか。

(委員)

⇒七条は、広域化を前提に進めてきたところでもあり、周辺自治体の離脱により市単独事業となったことで地元の理解が得にくいところがある。追分地区については、基本構想に適合する場所かどうか慎重に検討したい。(事務局)

3. その他

【今後の地元との対話について】

- ・地元から建設反対の声が挙がっていることの一因は、地元住民との対話を十分に行ってこなかったことにあるのではないか。本クリーンセンター建設計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に準拠することとなるが、同法第二条の四に「国民は国や市の施策に協力しなければならない」旨の条項がある。よって、住民から反対の声はあるものの、行政としては建設せざるを得ない立場にある。こうした中、こういったアプローチで住民との合意を形成していくかが重要である。富士市の事例では、住民との対話を10年以上かけて300回以上も実施し、結果的に建設することができた。もう一点は、地元はどういったメリットがあるのかを説明すべきである。焼却発電の技術が発達しており、東大阪市では年間約9億円、また加古川市、高砂市、稲美町、播磨町の2市2町による「エコクリーンピアはりま」では年間約5億円の売電収入予測である。人口比率で概算すると、本市では年間約4億円の売電収入が見込め、この収益を地域にどう還元するかについて地域住民と議論すべきではないか。(委員)
- ・本策定委員会の資料に掲載いただいた施設を、希望者が見学できるようにすれば住民の考え方も変わるのではないか。(委員)

⇒地元住民向けの施設見学を検討しているが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送っている。また、施設見学に参加することで、建設に賛成したと思われることを懸念するという意見もあり、地元住民の参加を呼び掛けることは難しい状況にある。一方で、地域を特定せずに広く市民向けに、先進地域のクリーンセンター見学会については実施していきたい。(事務局)

【次回の議題について】

- ・素案について、しっかり議論すべきではないか。(委員)

⇒今回、素案について議論すべき時間がなかったため、改めて素案を熟読いただいたうえで、各委員から意見をいただきたい。追分地区について、調査依頼事項があればご意見をいただきたい。(事務局)

- ・七条地区との対話の進捗について、次回の委員会で最新の情報を提供いただきたい。(委員)

⇒建設地が確定していない状況で、七条地区に追加的な説明を行うタイミングではないと考えている。そのため、まずは、追分地区での建設可否について早急に結論を出したい。(事務局)

- ・追分地区について、土地所有者の情報や、造成できる余地があるのかどうかなど、周辺の山地の建設可能性について調査できないか。(委員)

⇒周辺の山地を調査するのはよいが、その調査報告について本策定委員会の時間を割くべきではないと考える。また、七条地区に説明に行く段階ではないということだが、地元住民とのチャンネルを保持するためにも、地元住民を含めた市民向けの見学会は良い機会だ。(委員)

- ・素案について、市議会に説明いただきたい。(委員)

⇒通常であれば、基本構想の内容が確定した段階で、市議会に報告する形をとる。基本構想が、未確定の状態での市議会への説明の可否については、議長を含めて、今後市議会に相談させていただきたい。(事務局)

【今後の方向性について】

- ・七条地区を候補地として、今後も議論していくのか。(委員)

⇒基本的に、七条地区の建設計画を堅持していく。これを方向転換するだけの圧倒的に優位な候補があるのか、十分に精査が必要であると考えているが、現時点では市として、七条地区から方向転換するということはない。(事務局)

- ・追分地区を同時並行で検討する現状において、七条地区へ地元説明を実施すべきか委員会の意見をいただきたい。(事務局)

⇒市長始め行政側から、住民説明会を含め、地元説明に力を入れて行くべき。(委員)

⇒七条地区から出た3項目の意見に対して、本策定委員会が答えを出さない状態で地元説明

に何え、本策定委員会に対して不信感を持たれる懸念がある。よって、地元から出た3項目の意見に対して、行政が謝罪するのが先決である。

⇒少なくとも追分梅林について、本策定委員会で結論を出してから、七条地区に説明にいくべき。(委員)

⇒地元の説明に要否については、委員会で決めるのではなく、行政側から状況報告のような形で進めていただければと思う。地元とのつながりは保ってほしい。(委員)

【公害調停条項第2条の300mについて】

- ・公害調停条項第2条の300mについて、300mの要件をどこまで位置付けるのか議論が必要だと考えている。本調停条項について、策定委員会で各委員に意見をいただきながら結論を出していきたい。(事務局)
- ・300mの問題は、現清掃工場の建設当時、ダイオキシンがどの程度排出されるか詳しいデータがない中で問題として挙げたものである。この300m問題については、策定委員会ではなく、現清掃工場周辺の住民と話し合うことが先決である。(委員)
- ・技術の進歩によってある程度は柔軟に理解できるという意見があるが、調停条項は拘束力があるもので、市側で解釈を変えることができないところがある。ただし、こうした意見を踏まえ、ある程度は時代にあった柔軟な判断が必要だということを理解した。(事務局)
- ・協定条項を拡大解釈しようとするのであれば、現地建て替えでもよいのではないか。(委員)
- ・300mの問題については、公害調停の内容を尊重するという前提で、ダイオキシンの問題が今は変化している旨の説明、言い方をすることはできるかと思う。(委員)
- ・現地建て替えということになれば、土地の購入費用もかからないし、道路整備もほぼ不要となる。七条地区から反対の声が挙がる中、現地建替えも最後の切り札として議論に挙げるべきではないか。(委員)

【今後の委員会の進め方について】

- ・各委員に次の議題を何にするか諮るのではなく、短い期間で有効な議論ができるよう、各委員が予習できる形にしていきたい。(委員)

⇒次回の議題について、素案や建設地などについて、一歩先へ進んだ内容を提示できるように配慮してほしい。(委員)

資 料	1. 次第 2. 会場配席図 3. 委員名簿 4. クリーンセンター建設計画策定委員会規則 5. 調停条項 6. 資料 1 7. 資料 2
-----	---